

手話言語法ニュース

2017年9月28日 No.45

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445
手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

続報「行政職員向け手話講習会」各地の開催日が決定

「行政職員向け手話講習会」の高知会場の詳細が決まりましたのでお知らせします。
また各地の日程が下記の通り決まりました。

- 高知会場
会場：こうち男女参画センター「ソーレ」
日時：11月6日（月）12：45～16：30
（12：00～受付、12：20～オリエンテーション）
11月7日（火）9：00～16：15
参加費：無料（※テキスト代3,240円が別途必要。）
- お申し込み方法
詳しくは、下記連盟、研修センターのURLをご参照下さい。

◇各会場の日程

- 北海道会場※
会場：石狩市総合保健福祉センターりんくる（石狩市）
日時：11月28日（火）、29日（水）
- 埼玉会場※
会場：大宮ソニックシティ（さいたま市）
日時：11月30日（木）、12月1日（金）
- 愛知会場※
会場：アイリス愛知（名古屋市）
日時：12月14日（木）、12月15日（金）
- 鳥取会場※
会場：鳥取県庁
日時：11月20日（月）、11月21日（火）

★研修会に関する情報及び、申込書は下記ホームページに掲載しております。

- ・社会福祉法人全国手話研修センターURL
<http://www.com-sagano.com/archives/5253.html>
- ・一般財団法人全日本ろうあ連盟URL
<http://www.jfd.or.jp/2017/07/26/pid16>

岐阜自民党で勉強会開催

9月14日、岐阜県の自民党支部で「岐阜県手話言語条例勉強会（仮称）」が行われました。

この勉強会は、「岐阜県手話言語条例の制定を求める要望書」提出を受けて、県政自民クラブ厚生環境部会が「（仮称）岐阜県手話言語条例」制定に向けて、7月から開始し今回で5回目になります。

当日は、県政自民クラブ総会前の開催でしたが、部会メンバー17名が出席しました。

連盟事務局長の久松が講師を担当し、手話言語条例の制定が必要である理由、条例に対する期待・要望などを伝え、岐阜県聴覚障害者協会の水野義弘会長は手話言語条例の単独化、制定された際は、人任せにせず我々が中心となって共に取り組んでいきたい、手話が言語として認められ、未来を担う聞こえない子どもたちや、これから生まれてくる聞こえない子どもたちに、二度と私たちのような苦しみ、悲しみを与えることのない岐阜県を創っていくために、現在の社会での足りない部分をこの条例で後押しして頂きたいと要望しました。

その後、久松から、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の違い、各県の状況などを述べ、意見交換会を行いました。



左から岐阜県聴覚障害者協会の水野義弘会長、
県政自民クラブ厚生環境部会の田中勝士委員長、連盟事務局長の久松

水野会長は、「条例ができて一足飛びに進むものではない。10年、20年先になるかもしれないが「手話で生きられる社会、手話に優しい社会」の実現が出来る条例であって欲しいと節に思う。」と述べました。

各地の手話言語条例制定状況

和歌山県日高川町

9月14日、日高川町議会で「日高川町手話言語条例」が制定されました。県内では和歌山市、橋本市に続き3番目、日高地方では初の条例制定です。

前文には、「障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりや未だ感じる状況に至っていない。

こうした中で日高川町は、手話が言語であるとの認識に基づき、安心して暮らせる地域社会を目指して、この条例を制定する。」とあります。10月1日施行です。



日高川町の久留米啓史町長（右から4番目）と共に

手話言語条例制定に向けた取り組み

北海道

北海道は、9月11日に「手話言語条例」と「情報コミュニケーション条例」を2本立てで制定する方針を示し、同



北海道の高橋はるみ知事（中央）

日に行われた「障害者策推進議会・意思疎通支援部会」で方針を提案参加した委員12名が成しました。

北海道は、2015年に高橋はるみ知事が、公約で手話言語条例の制定を表明し、2016年2月より部会で協議を行ってきました。

しかし、北海道身体障害者福祉協会などは、手話だけを特別扱いせず、「手話言語条例」「情報コミュニケーション条例」の一本化を求め、道は調整を続けてきました。

北海道ろうあ連盟などは部会の中で「手話は言語」であることへの理解を求め協議を重ねてきました。

14回の協議を経て、「手話言語条例」と「情報コミュニケーション条例」それぞれの内容を充実させていくことで、両者の理解が得られ、今後条例の具体的な内容を検討する予定です。



9月11日に行われた部会の様子

佐賀県

佐賀県は、9月の県議会において県民ネットワークと公明党が手話言語に関する条例を提案しました。

県は、今後検討委員会を立ち上げると共に、議論の進め方や条例制定時期などを検討する予定です。

議会運営委員会の大場芳博委員長は、「全会一致を目指し、検討委員会の議論の中で条例案を決めていく」と説明しました。

富山県

富山県は、9月議会の議員質問において、石井隆一知事が「来年の2月議会で手話言語条例を提出する」と発言しました。

今後条例の内容等は、富山県聴覚障害者協会や、専門家の意見を踏まえて検討する予定です。

条文には手話の普及に向けた県の責務のほか、県民の役割などを盛り込む予定であり、知事は「障害の有無に関わらず手話によってコミュニケーションができる環境を整備していきたい」と述べました。

奈良県で手話言語条例 成立記念イベント開催



- 日時：2017年9月30日(土)
開場：9:00～
開演：9:30～12:30(終了予定)
※ホワイエでのイベントは13:30まで
- 場所：奈良県橿原文化会館
近鉄「大和八木」駅(北口)から東へ徒歩約5分
※会場には専用の駐車場がございませんので公共交通機関のご利用をお願いします。
- 内容：・「講演&プチライブ」
手話パフォーマーRIMI
・公演『はこBOXES』
デフパペットシアター・ひとみ
・まほろばあいサポートマルシェ
- 問い合わせ先：奈良新聞社企画部
みんなの手話言語フェスティバル係
TEL：0742-32-2112
FAX：0742-32-2771
- 申し込み：お申し込み方法は下記URLをご覧ください。
<http://www.pref.nara.jp/item/185542.htm>
※ポスターやチラシ等では、申込締切は9月15日(金)となっておりますが、まだ席に余裕があります。
申込締切日を過ぎていても受け付けは可能ですので、ご家族、お知り合いの皆様方、お誘い合わせのうえ、申し込みください。

神奈川県で手話普及セミナー開催



- 日時：2017年10月8日(日) 11:00～16:00
- 場所：慶應義塾大学 日吉キャンパス 協生館2F
- 内容：
 - ①藤原洋記念ホール
11:10～12:00…手話に関する取り組み活動発表
・パフォーマンスタウン
(あざみ野中学校、横浜南陵高校、二俣川看護福祉学校、平塚ろう学校、北里大学、東海大学)
 - 12:00～12:20…手話クイズ
 - 12:30～14:00…パネルディスカッション
(パネリスト…一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事 倉野直紀氏
・映画監督/学習塾「早瀬道場」塾長 早瀬憲太郎氏
・慶應義塾大学名誉教授 古石篤子氏
・慶應義塾大学手話サークルMiMi 奥山琢斗氏
コーディネーター…一般財団法人全日本ろうあ連盟 参与 黒崎信幸氏
 - 14:10～16:00…プロ手話パフォーマンス
(砂田アトム氏、HAND SIGN)
 - ②多目的教室2
11:05～11:25…ミニ手話講習会
11:25～12:25…映画上映 「段また段を成して」
14:05～14:25…ミニ手話講習会
14:25～16:15…映画上映 「ゆずり葉」
- 問い合わせ先：保健福祉局 福祉部 地域福祉課
TEL：045-664-6610/FAX：045-681-3735
メール：barrierfree@pref.kanagawa.jp
- 申し込み：お申し込み方法は下記URLをご覧ください。
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6880/p1178095.html>